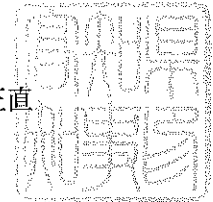


高知県個人情報保護条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記について諮問します。

平成 29 年 11 月 30 日

高知県知事 尾崎 正直



記

1 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項

下表を、条例第 8 条第 3 項第 3 号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	収集先
1	各課室所 (類型)	税外未収金の管理・回収に関する事務	税外未収金に係る債務者 (保証人を含む)、債務者の 家族(保証人の家族を含む)及び関係 機関
2	各課室所 (類型)	特定の疾患、障害等を持つ者(特定の疾患、障害等を持つ者に対し必要な支援を行う者を含む)に対して行う、 給付金やサービス給付、病歴や身体の状態等に応じた適切な配慮等の支援に当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報を収集する場合	本人、本人の 関係者、サー ビス給付等実 施事業者
3	各課室所 (類型)	児童、生徒、学生(これらの者に必要な支援を行う者を含む)に対して行われる給付金、貸付、負担の軽減等の支援を行うに当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報を収集する場合	本人、費用等 の負担を行う 者(保護者 等)、関係機関

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する調査票

(条例第8条第3項第3号)

平成29年11月30日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	各課室所
個人情報取扱事務の名称	税外未収金の管理・回収に関する事務
個人情報を収集する目的及び理由	税外未収金の管理・回収のため、各所管課において未収金対策に関する情報を収集する必要がある。
個人情報を収集する根拠法令等	地方自治法、民法等
要配慮個人情報の内容	☐ 人種・民族 ☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的身分 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況、難病等 ☐ 健康診断等の結果・保健指導・診療・調剤 ☐ 犯罪等の経歴 ☐ 犯罪により害を被った事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☒ 生活保護の受給 ☒ 成年被後見人・被保佐人・被補助人
要配慮個人情報を収集する理由又は必要性等	各課事務で発生した税外未収金の滞納債権に係る管理・回収の事務において、債務者及び保証人の債務履行能力を判断するための情報の収集が必要であるため。

○税外未収金事務一覧

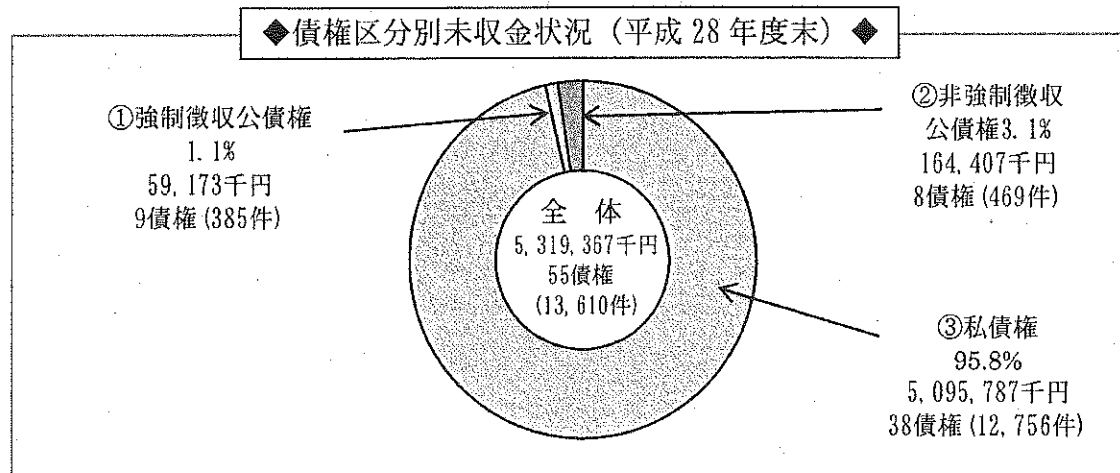
所属	事務名
税務課	他の課の主管に属する県の債権の管理、回収及び整理の支援に関する事務
職員厚生課	退職金の返納等に関する事務
職員厚生課	恩給受給者の死亡失権による戻入に関する事務
消防政策課	契約解除に伴う違約金の管理・回収に関する事務
医療政策課	看護師等養成奨学金の管理・回収に関する事務
医師確保・ 育成支援課	高知県医師養成奨学貸付金の管理・回収に関する事務
健康対策課	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護金返還金の管理・回収に関する事務
地域福祉政策課	高知県介護福祉士等修学資金貸付金の管理・回収に関する事務
地域福祉政策課	契約解除に伴う過誤支出戻入金の管理・回収に関する事務
地域福祉政策課	契約解除に伴う違約金の管理・回収に関する事務
高齢者福祉課	老人福祉資金貸付金の管理・回収に関する事務
高齢者福祉課	老人居室整備資金の管理・回収に関する事務
障害保健福祉課	障害児施設入所者(保護者)負担金の管理・回収に関する事務
障害保健福祉課	心身障害者扶養共済制度掛金の管理・回収に関する事務
障害保健福祉課	知的障害者福祉費負担金の管理・回収に関する事務
障害保健福祉課	医療費等に係る未収金の管理・回収に関する事務
障害保健福祉課	療育手当返還金の管理・回収に関する事務
児童家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金の管理・回収に関する事務
児童家庭課	児童扶養手当給付金返納金の管理・回収に関する事務
児童家庭課	施設入所児童保護者負担金の管理・回収に関する事務
児童家庭課	訴訟費用の管理・回収に関する事務
福祉指導課	生活保護費返還金の管理・回収に関する事務
経営支援課	中小企業高度化資金に係る未収金の管理・回収に関する事務
経営支援課	産業パワーアップ融資に係る未収金の管理・回収に関する事務
経営支援課	中小企業設備近代化資金に係る未収金の管理・回収に関する事務
雇用労働支援課	応用訓練収入に係る未収金の管理・回収に関する事務
雇用労働支援課	補助金返還に係る未収金の管理・回収に関する事務
協同組合指導課	農業改良資金貸付金の管理・回収に関する事務

所属	事務名
産地・流通支援課	弁償金・賠償金の管理・回収に関する事務
農業基盤課	財産破壊に係る賠償金の管理・回収に関する事務
木材産業振興課	林業・木材産業改善資金貸付金の管理・回収に関する事務
環境対策課	不法投棄の代執行経費に係る未収金の管理・回収に関する事務
水産政策課	沿岸漁業改善資金に係る未収金の管理・回収に関する事務
漁港漁場課	プレジャーボート施設使用料の管理・回収に関する事務
漁港漁場課	船舶移動に係る利用者の負担金の管理・回収に関する事務
河川課	契約解除に伴う違約金の管理・回収に関する事務
河川課	河川使用料の管理・回収に関する事務
防災砂防課	契約解除に伴う違約金の管理・回収に関する事務
道路課	返納利息の未収金に係る管理・回収に関する事務
道路課	契約解除に伴う違約金の管理・回収に関する事務
道路課	道路使用料の管理・回収に関する事務
住宅課	県営住宅使用料の管理・回収に関する事務
港湾・海岸課	プレジャーボート施設使用料の管理・回収に関する事務
港湾・海岸課	海岸保全施設使用料の管理・回収に関する事務
港湾・海岸課	行政代執行の費用に係る未収金の管理・回収に関する事務
港湾・海岸課	土地明渡に伴う強制執行費用に係る未収金の管理・回収に関する事務
港湾・海岸課	県有財産有償貸付契約・裁判所判決に基づく和解金及び不法占拠に係る使用損害金の未収金についての管理・回収に関する事務
港湾・海岸課	普通財産の貸付料未収金の管理・回収に関する事務
港湾・海岸課	放置船緊急撤去費に係る未収金の管理・回収に関する事務
学校安全対策課	学校安全対策費負担金の管理・回収に関する事務
高等学校課	高等学校等奨学金の管理・回収に関する事務
高等学校課	県立高等学校授業料・受講料の管理・回収に関する事務
高等学校課	損害賠償求償金管理・回収に関する事務
高等学校課	定時制及び通信制高等学校修学奨励支援金に係る未収金の管理・回収に関する事務
文化財課	建物収去及び土地明渡費用の管理・回収に関する事務
人権教育課	高知県地域改善対策奨学金貸付金の管理・回収に関する事務

税外未収金対策について

【総務部税務課】

1 税外未収金の現状



税外未収金は、債権 55 種、件数 13,610 件、金額 5,319,367 千円で担当課は 28 課。
債権区分別では、私債権が圧倒的に多く、収入未済件数で 12,756 件 93.7%、金額で 5,095,787 千円 95.8%を占める。

2 税務課での対応（～H27 年度）

- (1) 専任職員の設置（平成 22 年 4 月）
- (2) 税外未収金対策に係る庁内連絡会の開催
- (3) 税外未収金対策に関する研修の実施
- (4) 担当課における税外未収金の管理・回収状況の把握及び指導（各課ヒアリング、個別相談等）
- (5) 主管課からの税外未収金回収の引受けによる共同管理

3 債権管理の適正化及び効率化の取り組み（H28 年度～）

- (1) これまでの取り組みの強化
 - ・庁内連絡会議などにより、未収金回収の進捗管理を実施し、特に滞納案件への早期対応を徹底するとともに、研修会や個別相談を通じて、担当職員の知識、能力の向上を図る。
- (2) 外部委託の積極的活用
 - ・対応困難案件について、平成 28 年度は、42 件 3,670 万円余りを 4 名の弁護士に債権調査回収業務を委託し、H28 年度末時点で、全額納付が 6 件約 238 万円、17 件約 1,380 万円について分納の申し出があり、全額納付分と合わせ 352 万円余りを回収した。
 - ・平成 29 年度は規模を拡充して 120 件 1 億 5,000 万円を委託する予定。平成 29 年 9 月 15 日時点では、88 件 8,230 万円余りを委託し、全額納付が 3 件約 400 万円、18 件 1,330 万円余りについて分納の申し出があり、全額納付分と合わせ 491 万円余りが回収済み。
- (3) 体制の整備
 - 平成 29 年 4 月に税務課内に税外債権対策室を設置（専任職員 3 名）
- (4) 債権整理の促進
 - ・高知県債権管理条例（平成 29 年 4 月 1 日施行）に基づく債権整理の促進に取り組む。

税外未収金対策組織体系

計画部門

幹事会

全体方針の策定

- (1) 年度事業計画の策定
- (2) 進捗状況の管理
- (3) 事業実施効果の検証
- (4) 債権回収に係る基準等の検討

計画確認部門

連絡会議

(各課課長補佐)

全体方針・計画の確認

債権管理推進部会

債権管理条例に基づく債権
整理の検討

各課への方針・計画の周知徹底

実施部門 (各課チーフ、担当者)

部会①

強制徴収
公債権

部会②

非強制徴収
公債権

部会③

私債権

各課による債権回収

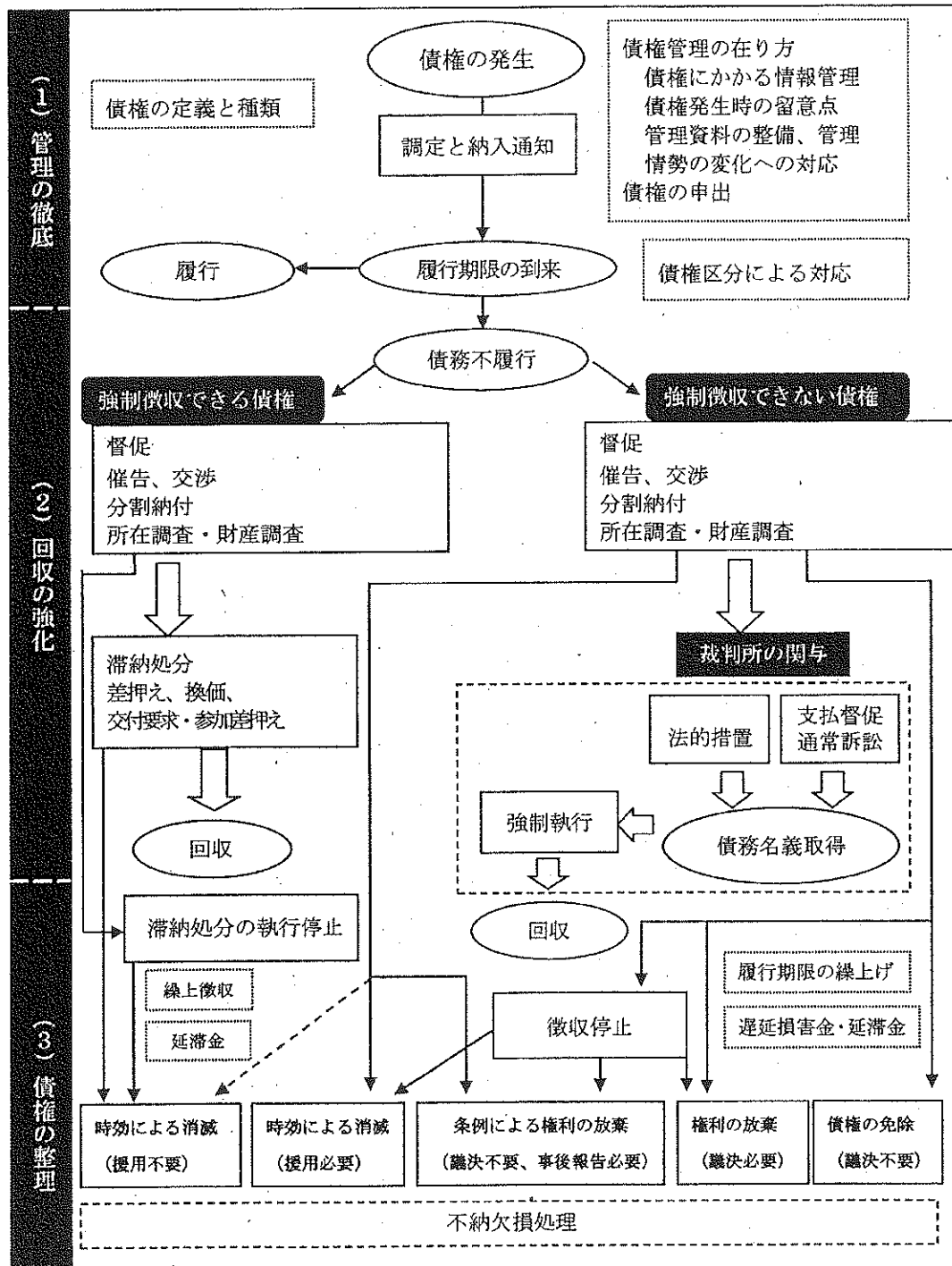
(事務局)

税務課

支援

- (1) 庁内会議の開催
- (2) 研修開催
- (3) 回収・整理目標
の進捗管理
- (4) 弁護士委託の実施
- (5) 共同管理の実施
- (6) 個別支援

1 債権管理の事務の流れ



税外未収金対策 担当課室一覧表

(平成28年度決算時点)

No.	担当課室名	事務の名称
1	税務課	他の課の主管に属する県の債権の管理、回収及び整理の支援に関する事務
2	職員厚生課	退職金の返納等に関する事務 恩給受給者の死亡失権による戻入に関する事務
3	消防政策課	契約解除に伴う違約金の管理・回収に関する事務
4	医療政策課	看護師等養成奨学金の管理・回収に関する事務
5	医師確保・育成支援課	高知県医師養成奨学貸付金の管理・回収に関する事務
6	健康対策課	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活保護金返還金の管理・回収に関する事務
7	地域福祉政策課	高知県介護福祉士等修学資金貸付金の管理・回収に関する事務 契約解除に伴う過誤支出戻入金の管理・回収に関する事務 契約解除に伴う違約金の管理・回収に関する事務
8	高齢者福祉課	老人福祉資金貸付金の管理・回収に関する事務 老人居室整備資金の管理・回収に関する事務
9	障害保健福祉課	障害児施設入所者(保護者)負担金の管理・回収に関する事務 心身障害者扶養共済制度掛金の管理・回収に関する事務 知的障害者福祉費負担金の管理・回収に関する事務 医療費等に係る未収金の管理・回収に関する事務 療育手当返還金の管理・回収に関する事務
10	児童家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金の管理・回収に関する事務 児童扶養手当給付金返納金の管理・回収に関する事務 施設入所児童保護者負担金の管理・回収に関する事務 訴訟費用の管理・回収に関する事務
11	福祉指導課	生活保護費返還金の管理・回収に関する事務
12	経営支援課	中小企業高度化資金に係る未収金の管理・回収に関する事務 産業パワーアップ融資に係る未収金の管理・回収に関する事務 中小企業設備近代化資金に係る未収金の管理・回収に関する事務
13	雇用労働政策課	応用訓練収入に係る未収金の管理・回収に関する事務 補助金返還に係る未収金の管理・回収に関する事務
14	協同組合指導課	農業改良資金貸付金の管理・回収に関する事務
15	産地・流通支援課	弁償金・賠償金の管理・回収に関する事務
16	農業基盤課	財産破壊に係る賠償金の管理・回収に関する事務
17	木材産業振興課	林業・木材産業改善資金貸付金の管理・回収に関する事務
18	環境対策課	不法投棄の代執行経費に係る未収金の管理・回収に関する事務
19	水産政策課	沿岸漁業改善資金に係る未収金の管理・回収に関する事務
20	漁港漁場課	プレジャーボート施設使用料の管理・回収に関する事務 船舶移動に係る利用者の負担金の管理・回収に関する事務
21	河川課	契約解除に伴う違約金の管理・回収に関する事務 河川使用料の管理・回収に関する事務
22	防災砂防課	契約解除に伴う違約金の管理・回収に関する事務
23	道路課	返納利息の未収金に係る管理・回収に関する事務 契約解除に伴う違約金の管理・回収に関する事務 道路使用料の管理・回収に関する事務
24	住宅課	県営住宅使用料の管理・回収に関する事務
25	港湾・海岸課	プレジャーボート施設使用料の管理・回収に関する事務 海岸保全施設使用料の管理・回収に関する事務 行政代執行の費用に係る未収金の管理・回収に関する事務 土地明渡に伴う強制執行費用に係る未収金の管理・回収に関する事務 県有財産有償貸付契約・裁判所判決に基づく和解金及び不法占拠に係る使用損害金の未収金についての管理・回収に関する事務 普通財産の貸付料未収金の管理・回収に関する事務 放置船緊急撤去費に係る未収金の管理・回収に関する事務
26	学校安全対策課	学校安全対策費負担金の管理・回収に関する事務
27	高等学校課	高等学校等奨学金の管理・回収に関する事務 県立高等学校授業料・受講料の管理・回収に関する事務 損害賠償求償金管理・回収に関する事務 定時制及び通信制高等学校修学奨励支援金に係る未収金の管理・回収に関する事務
28	文化財課	建物収去及び土地明渡費用の管理・回収に関する事務
29	人権教育課	高知県地域改善対策奨学貸付金の管理・回収に関する事務

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する調査票

(条例第8条第3項第3号)

平成29年11月30日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	各課室所
個人情報取扱事務の名称	特定の疾患、障害等を持つ者（特定の疾患、障害等を持つ者に対し必要な支援を行う者を含む）に対して行う、給付金やサービス給付、病歴や身体 の状況等に応じた適切な配慮等の支援に当たり、支援の対象となる要件を 確認するために必要な要配慮個人情報を収集する場合
個人情報を収集する目的 及び理由	特定の疾患、障害等を持つ者等に対して行う、給付金やサービス給付、 病歴や身体の状態等に応じた適切な配慮等の支援を行うに当たり、必要な 個人情報を収集するため。
個人情報を収集する根拠 法令等	
要配慮個人情報の内容	☐ 人種・民族 ☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的身分 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況、難病等 ☐ 健康診断等の結果 ☒ 保健指導・診療・調剤 ☐ 犯罪等の経歴 ☐ 犯罪により害を被った事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☒ 生活保護の受給 ☐ 成年被後見人・被保佐人・被補助人
要配慮個人情報を収集す る理由又は必要性等	特定の疾病、障害等を持つ者やその方々に対して必要な支援を行う者に 対して行う給付金（補助金等を含む）、サービス給付、身体の状態等に応 じた適切な配慮等の支援を行う事務では、その支援が適切であるかの確認 を行うため、特定の疾病、障害等を持つ者の病歴や障害等の情報を取り扱 う必要があるため。

要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する調査票

(条例第8条第3項第3号)

平成29年11月30日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	各課室所
個人情報取扱事務の名称	児童、生徒、学生（これらの者に必要な支援を行う者を含む）に対して行われる給付金、貸付、負担の軽減等の支援を行うに当たり、支援の対象となる要件を確認するために必要な要配慮個人情報を収集する場合
個人情報を収集する目的及び理由	児童、生徒、学生等に対して行う給付金（補助金等を含む）、貸付、負担の軽減等の支援に当たり、必要な個人情報を収集するため。
個人情報を収集する根拠法令等	
要配慮個人情報の内容	☐ 人種・民族 ☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的身分 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況、難病等 ☐ 健康診断等の結果 ☒ 保健指導・診療・調剤 ☐ 犯罪等の経歴 ☐ 犯罪により害を被った事実 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☒ 生活保護の受給 ☐ 成年被後見人・被保佐人・被補助人
要配慮個人情報を収集する理由又は必要性等	児童（乳児、幼児を含む）、生徒、学生、また、これらの者を支援する保護者や教育機関等に対して必要な支援を行うに当たって、負担能力等の支援要件を確認するため、本人もしくは本人が属する世帯等の生活保護の受給の状況をはじめ、病歴や障害の程度等の情報を取得することとなる。 しかし、これらの事務について規定する法令等に要配慮個人情報を収集についての定めがなく、要綱等に基づき収集が行われることが多い。